

平30福監第184号
平成30年5月28日

社会福祉法人代表者 様

秋田市福祉保健部監査指導室長
(公印省略)

6月末までの所轄庁への届出について (通知)

昨年度において、「計算書類並びに財産目録等の備置き・閲覧、市への届出および公表に関する留意事項について (お願い)」(平成29年6月9日付け平29福監第295号)で所轄庁である秋田市への届出等をお願いしておりますが、今年度についても複数の法人から問合せがあったことから、下記要領にて6月末までに届出されるよう通知します。

(要領)

届出方法	届出項目	留意事項
秋田市へメール又は書面で届出するもの	【計算書類等関係・法第59条第1号で規定】 1 計算書類の附属明細書 2 事業報告 3 事業報告の附属明細書 4 監査報告 【財産目録等関係・法第59条第2号で規定】 5 役員等名簿 6 役員等報酬等支給基準 7 事業計画書	* 「1 計算書類の附属明細書」のうち、「拠点区分資金収支明細書」と「拠点区分事業活動明細書」はWAM経由なので不要です。 * 「4 監査報告」は、監事2(3名の法人は3名)の署名、押印し、スキャナーで読み込ませ、メールで送信願います。この読み込ませができない場合は郵送で願います。 * 「5 役員等名簿」は、現況報告書(4月1日現在)の名簿が氏名と職業ですが、市に届出するものは、氏名と住所で、6月末までの作成年月日現在となります。昨年度と同様の場合でも届出願います。 * 「6 役員等報酬等支給基準」についても昨年度と同様の場合でも届出願います。 * 「7 事業計画書」は、法人の定款で定めがある場合に届出必要

届出方法	届出項目	留意事項
福祉医療機構（WAM）の電子開示システムへの入力により秋田市への届出とみなされるもの	<p>【計算書類等関係・法第 59 条第 1 号で規定】</p> <p>1 計算書類</p> <p>2 計算書類の附属明細書うちの「拠点区分資金収支明細書」</p> <p>3 計算書類の附属明細書うちの「拠点区分事業活動明細書」</p> <p>【財産目録等関係・法第 59 条第 2 号で規定】</p> <p>4 財産目録</p> <p>5 現況報告書</p> <p>6 算定シート</p>	<p>※ <u>市への届出は不要</u></p>

〈その他〉

- 1 『届出』以外で、「定款」については、定款変更申請で市に提出していますが、『公表』は、最新のものに更新する必要があります。常に最新のことをホームページ等で公表願います（社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項）。
- 2 同じく、上記以外で『市に申請し、承認を受ける』事項として、「社会福祉充実計画の承認」があります。平成 29 年度分の残額が新たに発生した法人と平成 29 年度に計画を立てた後、変更する法人が対象となります。平成 28 年度分で残額が発生し、計画を立て、さらに平成 29 年度分も残額が生じて、平成 29 年度に立てた計画に変更がない限り、申請・届出等は不要です。
- 3 事務所での備置きや公表にもご配慮願います。ご不明な点等については、別添の昨年度送信のメールを参考にされるか、担当までお尋ねください。

【担当】

秋田市福祉保健部監査指導室